

大阪市立墨江小学校PTA規約

(昭和51年 5月 7日 総会において改正)
(昭和54年11月21日 総会において改正)
(昭和55年 4月22日 総会において改正)
(昭和63年 4月20日 総会において改正)
(平成 9年 5月 2日 総会において改正)
(平成12年 4月28日 総会において改正)
(平成15年 4月17日 総会において改正)
(平成22年 4月22日 総会において改正)
(平成24年 5月 1日 総会において改正)
(平成25年 1月17日 総会において改正)
(令和 元年12月12日 総会において改正)
(令和 4年 4月28日 総会において改正)
(令和 5年 4月28日 総会において改正)

第1章 名 称

第1条 本会は大阪市立墨江小学校PTAと称し、事務所を同校内(大阪市住吉区墨江2丁目3-46)に置く。

第2章 目 的

第2条 本会の目的は次の通りである。

1. 家庭・学校及び社会の協力によって児童の福祉を増進する。
2. 家庭及び社会生活の水準を高めるため両親(保護者)教育を盛んにする。
3. 民主的教育に対する理解を深め、之を発展させると共に、その地域における社会教育の振興をはかる。
4. 児童の教育的環境の整備をはかる。

第3章 方 針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体としての次の方針に基づいて活動する。

1. 会員は互いに協力し児童をして社会人たるにふさわしい人格を育成することに努める。
2. 特定の営利団体や、宗教や政党に偏せず、又本会もしくは本会役員の名に於て、いかなる職務の候補者も推薦しない。
3. 児童・青少年福祉のために活動する他の社会教育関係諸団体及び機関と協力する。
4. 自主独立のものであって、他のいかなる団体も支配・統制・干渉をも受けない。
5. 学校の教育方針・学校管理・教職員人事には干渉しない。
6. 学校の財政及び教職員給与に関して直接その責を負わない。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は次の通りである。

1. 本校に在籍する児童の両親又は保護者。
2. 本校に勤務する校長及び教職員。
3. この会の主旨に賛同する者で実行委員会の承認を得た者。

第5条 会員はすべて会費を納入しなければならない。

第5章 経 理

第6条 本会の経費は、会費・寄付金及び雑収入を以って支弁する。

- 第7条 会費の額を定め寄付を求めるとき、その他重要事項については総会の決議を経なければならない。
- 第8条 本会の資産はすべて第2条以外の目的のために支出又は使用してはならない。
- 第9条 会費は児童一人につき一口月額金300円とする。
- 第10条 本会の経理は年間2回会計監査委員会の監査を受け、会員に報告しなければならない。
- 第11条 会計年度は4月1日始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第12条 予算は総会の議決を経て定める。

第6章 役員と選挙

- 第13条 本会の役員は次の通りである。
1. 会 長 1名 両親又は保護者
 2. 副会長 2～3名 両親又は保護者
 3. 書 記 1名 教職員・両親又は保護者
 4. 会 計 1名 両親又は保護者
- 役員はなるべく男女同数とする。
- 第14条 役員選挙と就任は次のとおりとする。
1. 役員候補者指名委員会を下記の9名によって構成する。
 - ① 両親又は保護者の中から次の方法によって6名を選出する。
 - (イ) 各学級から2名を学級代表として選出する。
 - (ロ) これらの学級代表は更に代表として各学年1名ずつ計6名を互選する。
 - ② 教職員の中から互選によって2名を選出する。
 - ③ 実行委員会の中から互選によって1名を選出、委員長になる。
 - ④ 指名委員会の委員の名前は4月15日までに会員に発表しておく。
 2. 指名委員会は各役員候補者をあげ選挙総会の7日以前に全会員に通告する。
 3. 選挙当日役員候補者の追加指名を会員席からなすことができる。
但し上記候補者の名前を2日以前に指名委員会に届けなければならない。
 4. 役員候補者の指名はその名前発表以前に被指名者の同意を要する。
 5. 各役員の候補者2名以上のときは選挙総会に於て無記名投票により、多数決で選挙される。
再選者のときは過半数決とする。
 6. 役員の任期は1年とする。(ただし再選を妨げない。)
 7. 役員は同一役員職に引き続き2年をこえて就任することはできない。(なお、役員には通算4年を超えて就任することはできない。ただし、場合によってはこの限りではない。)
 8. 会長に欠員が生じたときは副会長の中から、会長以外の役員に欠員が生じたときは実行委員の中から、実行委員会の決議を経て補充することができる。補充された役員の任期は前任者の残余期間とする。
 9. 役員は5月1日より就任する。

第7章 役員の資格とその任務

- 第15条 児童を愛し民主主義の教育に深い理解をもっている両親又は保護者の会見で公選による公職者でない者は役員となる資格がある。
- 第16条 役員は次の通りである。
1. 会 長
 - ① 本会を代表し会務を総攬する。
 - ② 総会・実行委員会を招集し之を統括する。
 - ③ 常置委員会・特別委員会の委員長・副委員長及び委員を規約に従って委嘱する。

- ④ 各種委員会（役員及び会計監査委員長候補者指名委員会・会計監査委員会を除く）の報告を受け又は之に出席することができる。
- 2. 副会長 ① 会長を補佐する。
② 会長事故あるときはその代理をする。
 - 3. 書記 ① 総会及び実行委員会の議事その他会全般の活動状況を記録し保管する。
② 総会その他各種の通知を発送する。
 - 4. 会計 ① 本会の会計事務一切を処理する。
② 会計簿を保管し何時でも会員の閲覧に供する。
③ 会計監査を受け総会で報告する。

第8章 総会

第17条 総会は本会の最高議決機関である。

第18条 総会は全会員の五分の一以上の出席（委任状を含む）によって成立し、出席者の過半数の同意により議決の効力を生ずる。ただし、非常時等、実行委員会にて総会開催が困難であると判断されたとき、書面によって議決することができる。

第19条 実行委員会が必要と認めたとき、又は五分の一以上の会員が署名捺印の上会長に申し出たときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第20条 総会は年間1回以上開く。

第9章 実行委員会

第21条 実行委員会は役員・常置委員会の委員長・副委員長・校長・教頭及び教務主任によって構成される。

第22条 実行委員会の任務は次の通りである。

1. 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討し予算を立案する。
2. 総会に提出する議案並びに報告書を作成する。
3. 規約並びに総会の議決に従って本会の事務を処理する。

第23条 実行委員会は毎月1回開くことを原則とし、委員の三分の一以上の出席によって成立する。また、実行委員会が必要と認めたとき、開催方法を書面に変更することができる。

第10章 委員会

第24条 委員会には常置委員会・特別委員会がある。

第25条 常置委員会の委員長（会計監査委員長を除く）副委員長は役員及び校長の同意を経て会長が委嘱する。会計監査委員長の選任は第14条に準ずる。

第26条 委員は委員長の推薦に基づき実行委員会の同意を得て会長が之を委嘱する。

第27条 常置委員会の委員長・副委員長及び委員の任期はその年度内とし、重任を妨げない。欠員が生じたときは実行委員会の同意を経て会長が之を委嘱する。

第28条 一人が同時に二種以上の委員長になれない。

第29条 常置委員会として次のものを置く。

1. 学級委員会 委員長・副委員長（1～2名）、他委員（若干名）
2. 成人教育委員会 委員長・副委員長（1～2名）、他委員（若干名）
3. 広報委員会 委員長・副委員長（1～2名）、他委員（若干名）
4. 生活指導委員会 委員長・副委員長（1～2名）、他委員（若干名）
5. 保健給食委員会 委員長・副委員長（1～2名）、他委員（若干名）

6. 体育厚生委員会 委員長・副委員長（1～2名）、他委員（若干名）
7. 会計監査委員会 委員長・副委員長他委員 2名
- 第30条 常置委員会の委員は先生と協議し連絡会を開くことができる。
第31条 特定の目的を遂行するために特別委員会を設けることができる。
1. この委員会は所定の任務を終えると共に自動的に解散する。
2. この委員会の委員長・副委員長及び委員の選任は第25条・第26条に準ずる。
- 第32条 常置委員会・特別委員会はその事業計画について実行委員会にはからねばならない。

第11章 委員会の任務

- 第33条 各委員会の任務は次の通りである。
1. 学級委員会
 - ① 各学級の連絡協調をはかる。
 - ② 会員相互の親善と連携をはかるために先生と協議して、学級・学年懇談会を開く。
 2. 成人教育委員会
 - ① 成人教育を推進し、地域社会の文化的向上に努める。
 3. 広報委員会
 - ① 本会の目的と事業活動の宣伝啓発を行う。
 - ② 会員と一般公衆の本会に対する認識と理解を深め、進んで協力を得るように努める。
 4. 生活指導委員会
 - ① 校外における児童青少年の保護・善導に努める。
 - ② 地区における会員の相互連絡並びに学校との協調をはかり、社会環境の改善に努める。
 - ③ こどもを交通事故から守るため、学校の交通安全教育に協力する。
 5. 保健・給食委員会
 - ① 学校給食が十分な効果をあげるよう努める。
 - ② 児童の健康増進をはかり、会員の保健衛生に対する理解を深めるように努める。
 6. 体育・厚生委員会
 - ① 会員の健康増進と体力の向上をはかる。
 - ② 会員のスポーツ、レクリエーション活動を増進する。
 7. 会計監査委員会
 - ① その年度の会計を監査する。
 - ② 監査の結果は会員に報告しなければならない。

第12章 個人情報の取扱い

- 第34条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用・管理については、「個人情報取扱方針」に定め適正に運用するものとする。

第13章 規約の改正

- 第35条 規約の改正は、総会の議決による。
改正案は総会の少なくとも7日以前に、その内容を会員に通知しておかねばならない。

所在地

〒558-0043

大阪市住吉区墨江2-3-46

大阪市立墨江小学校内

電話(06)6678-7601～2

大阪市立墨江小学校 PTA 個人情報取扱方針

大阪市立墨江小学校 PTA

1. 方針目的

大阪市立墨江小学校 PTA（以下、本会）は、個人情報の重要性を十分認識し、その取り扱いについて、個人情報保護に関する法令を遵守し、PTA 規約（第 34 条本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方針」に定め適正に運用するものとする。）に基づいて個人情報取扱方針（以下、本方針）を定め、会員の個人情報保護のための取り組みを実施する。

2. 個人情報保護管理者

本会は、PTA 会長が個人情報保護管理者となって、個人情報の取扱に必要な措置を行う。また、管理者は、個人情報の取扱に必要な研修を役員・実行委員に実施する。

3. 個人情報の取得と利用目的

本会は、学校長と相談のうえ、運営上必要な範囲内かつ適法で公正な手段により個人情報を取得する。取得した個人情報は、会員本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用しない。本会が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で適正に利用する。

- PTA 関連文書の送付または送信
- PTA 活動計画の実施に必要な作業
- PTA 新聞、ホームページ、その他活動報告に関わるものへの掲載
(写真掲載については小学校実施の同意書内容に基づきます)
- PTA 活動に関わる名簿の作成と管理
- PTA 会費納入に係る手続きと管理
- PTA が加入する保険手続きに必要な事項
- 学校周年事業に関わる記念品制作

4. 個人情報の管理

本会は、取り扱う個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じる。なお、有効期限の過ぎた個人情報はシュレッダーにかけるなど速やかに処理をする。

5. 個人情報の第三者への提供

法令に定める場合を除き、事前に関係する会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者への開示・提供は行わない。

6. 個人情報の開示

本会が保管している個人情報について、会員本人から開示の請求があった場合、合理的な範囲で速やかに対応する。

7. 苦情・漏えい等への対応

個人情報の取扱に関する苦情があった場合は、適切且つ迅速に対応する。また、個人情報の漏えい等（紛失を含む）が発生した場合は、速やかに個人情報保護管理者に報告し、適切な対応を行う。

8. 個人情報取扱方針の改正について

本方針の改正は、総会または書面決議にて、過半数の承認を得るものとする。

附 則

本方針は、令和5年4月28日から実施する。